

特別支援教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 富山県における特別支援教育の現状と課題を整理し、特別支援教育推進の方策に関する協議を行うため、特別支援教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 本県における特別支援教育を取り巻く課題に関すること。
- (2) 特別支援教育推進の方策に関すること。
- (3) 教員の専門性向上に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特別支援教育の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、医療・福祉等関係者、経済界関係者、教育関係者、保護者のうちから、教育長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会議を進行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、教育長が招集し、委員長が議長となる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(アドバイザー)

第7条 専門的な立場からの意見を聴くため、協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、学識経験者及び教育関係者等のうちから教育長が委嘱する。

(幹事)

第8条 協議会に幹事を置く

- 2 幹事は富山県教育委員会事務局職員のうちから、教育長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の事務を処理する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は富山県教育委員会県立学校課に置く。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

特別支援教育推進協議会委員等 名簿

平成27年10月28日
 (委員14名、五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	所 属
委 員	池原 哲男	入善町教育委員会教育長
〃	熊野 勝巳	黒部市立桜井中学校校長
〃	小林 真	富山大学教授
〃	高畑 寿太	県高等学校PTA連合会副会長
〃	中山 良一	県立となみ野高等学校校長
〃	新夕 佳子	魚津市立経田小学校校長
〃	濱住 理香	県立にいかわ総合支援学校PTA会長
〃	前澤 清美	県立しらとり支援学校校長
〃	松浦 辰夫	富山県経営者協会事務局長
〃	宮田 伸朗	富山国際学園学事顧問
〃	宮森加甫子	富山県発達障害者支援センター所長
〃	藪 道子	県PTA連合会副会長
〃	山下委希子	富山県臨床心理士会副会長
〃	山本 晶	氷見市教育委員会教育長

※ アドバイザー 宮崎 英憲 東洋大学参与

第1回特別支援教育推進協議会における主な意見

- 1 議題 (1) 富山県における特別な支援を必要とする児童生徒の現状等
(2) 特別支援教育に関する専門性向上のための方策
(3) 高等特別支援学校における社会的・職業的自立に向けた取組
(4) 高等学校における特別支援教育の充実

2 主な意見

[教員の専門性向上について]

○小・中学校において

- ・特別な支援を必要とする児童の適応状態は、教員の対応によって大きく変わる。通常の学級での関わり方、発達障害への理解と基礎的な支援の在り方が、研修によって充実していくとよい。
- ・発達障害の子供の指導に関しては、障害の状態や児童生徒の興味・関心に即した指導が大切である。今回のような実地研修、体験型の研修によって子供たちによりよい環境を用意し、保護者に希望をもってもらえるような方向に進めていただきたい。
- ・保護者として、通常の学級では、知的障害のない高機能自閉症傾向の子供は提示された数字よりも多い実感をもっている。生徒が困っていることを理解できない教員がいて、生徒がさらにつまづくことも考えられるので、全ての教員に研修を受けていただきたい。

○特別支援学校において

- ・特別支援学校では、チームを組んで授業をすることから、先輩から直接学ぶことのできるOJTの体制が整っている。
- ・特別支援学校の研修に関しては、国立特別支援教育総合研究所での研修プログラムの拡大と内留の拡充、大学院への派遣等をとおして、特別支援教育を推進する中核的リーダーを養成していく必要がある。
- ・異校種間交流は、特別支援学校での指導のやり方を実地研修で学んでもらう一方で、小学校の実情や小学校がセンター校に求めていることを知りたい。
- ・特別支援学校において、異校種・異業種の方々を受け入れることは、障害のある子供たちの大切な理解啓発の機会であると考えている。

[高等特別支援学校の就労について]

- ・見学をとおして、熱心に持続して作業学習に取り組む生徒の姿勢に感心した。軽度知的障害のある生徒の自立に向けて、民間企業としても今後、就労に向けて積極的に協力したい。
- ・富山県ではものづくり産業で大規模の企業が多い。ものづくり産業は、ローテーションや労働時間が決まっていることや、作業内容も決まっていることから、軽度知的障害の子供でも働きやすいと思われる。逆に、流通関係やサービス関係は、対人関係の問題や時間が不規則であること、景気の影響を受け、すぐに離職する可能性がある。
- ・入社後に職員から支援を受けることを考慮すると、小さい規模より大きな規模の企業に入社することが望ましい。

[高等学校の特別支援教育について]

- ・高等学校の場合は学力で選抜して知的障害等のない形で入学しているが、実際には高機能自閉症等があることが理解されずに原因不明の学力低下や、やる気がなくなるなどのことで学校での授業についていけなくなるという問題もあり、高等学校の方も支援をお願いしたい。
- ・定時制単位制高等学校で、中学校時代に学習や行動面において様々な困難を抱えていた生徒や不登校傾向にあった生徒が3割から4割在籍している。そのため、早い時期から情報を収集し職員間の情報共有、スクールカウンセラーや地域の特別支援学校と連携しながらいろいろとやっている。「インクルーシブ教育システム構築モデルスクール」に指定されたことで、これまでの取組をさらに深めて、他の高等学校にも情報提供していきたい。

[その他]

- ・社会教育の面で放課後の児童クラブ等の活動の中で、発達障害の子供への対応について悩んでいる声を聞くので、こういう方への研修も考えてほしい。

<宮崎アドバイザーより>

- ・小学校の通常の学級で学ぶ子供たちが通級による指導を受けているので、通常の学級の教員に対する研修の充実がとても重要になる。
- ・文部科学省はできるなら早い時期に高等学校において、通級による指導を導入する意向が強く、モデル事業も進んでいるので、中学校では、通級による指導や中学校の特別支援学級を充実させるのか、通常の学級で対応していくのか、国の動向をみながら検討していく必要がある。
- ・文部科学省の調査からも分かるように、小学校1年生では、約1割は特別なニーズをもっている子供がいる。その状況における授業はどうあるべきか、授業力の習得はどうあるべきかなど、授業研究を大いに導入した教員の研修の在り方を考えていく必要がある。
- ・研修を考えていく上で、今検討されている合理的な配慮等の考え、ICTの活用や教室環境の整備、ユニバーサルデザインに取り組む対応の仕組みなど、少し幅広に考えておく必要がある。これについては、これから体験研修の枠を広げるなどして考えていく必要がある。
- ・高等学校でインクルーシブ教育システム構築モデル事業に取り組んだことは、大変ありがたい。しかし、一番ポイントになるのは、小学校・中学校における合理的配慮の対応である。2月に内閣府が「障害者差別解消法」に関する基本方策を策定した。次は、具体的な事業分野別のガイドラインを作る段階に入っており、文部科学省は来週から具体的なガイドライン策定の協力者会議を立ち上げる。いよいよ来年の4月を目途に、合理的配慮をどうするかということが大きな関心事になっている。企業等では、環境整備等を中心にしながら合理的配慮を進めているが、文部科学省はモデル事業で今そこを整備しようとしている。この点についても今後の話し合いの中で協議をしていただきたい。合理的配慮の研修の有り様についても大きな課題になると思っている。

本県における特別支援教育の目指すべき姿、今後の対応の方向性などについて（たたき台）

1 本県における特別支援教育を取り巻く現状

<校種別の現状>

校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
現状	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級に在籍する児童の増加（H22：706名→H27：965名） 通級による指導を受ける児童の増加（H22：593名→H27：1,348名） 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童の割合（H24 文科省調査） 7.7% 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級に在籍する生徒の増加（H22：283名→H27：410名） 通級による指導を受ける生徒の増加（H22：35名→H27：98名） 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする生徒の割合（H24 文科省調査） 4.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校で特別支援学級に在籍した生徒の高校への進学者の増加（H22：85名中32名38%→H27：122名中51名42%） 中学校で通級による指導を受けた生徒の高校への進学者（H22：－ →H27：37名中33名89%） 発達障害等困難のある生徒の割合（H21 文科省調査） 2.2% 支援を必要とする生徒がいる県立高校の増加（H21：48校中11校23%→H26：43校中24校56%） 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒の増加（H22：833名→H27：971名） 特に高等部で顕著（H22：333名→H27：462名） 医療的ケアを必要とする児童生徒の増加など障害の重度・重複化 特別支援学校のセンター的機能を活用する小学校等からの要請が増加

2 目指すべき姿、課題、今後の方向性

目指すべき姿	① 就学・教育相談の体制の整備	② 小・中・高等学校を支える体制の整備充実	③ 自立と社会参加を目指す就労支援の充実
本県の現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> 適切な就学先の決定に向け、市町村において早期からの教育相談・就学支援の体制が整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の教育的ニーズに応じた質の高い合理的配慮を提供することができる。 教員だけでなく、児童生徒を取り巻く関係者が同じ方向性のもと支援を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人に応じた自立と社会参加に向け、多様な希望に応える進路指導を行うことができる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 複数の障害を有する子供の就学先の決定や保護者と合意形成を図ることが難しい事例について、適切に判断できる専門家の配置が必要である。 幼稚園・保育所から小学校へスムーズに移行するために調整を行う人材が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校等への更なる支援のため、専門的な人材による指導助言が必要である。 合理的配慮の意義に関する理解啓発、児童生徒に関係する学校内外・関係機関等との連絡調整を図り、適切な合理的配慮を提供するために、専門的な人材による指導助言が必要である。 特別支援学校のセンター的機能をさらに強化し、小・中学校等への支援をさらに充実することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業に対し、障害のある生徒の雇用の可能性について、正しい理解を得ることが必要である。 障害のある生徒の就業体験の場の拡充や雇用先拡充に向け、障害者の就労に関するノウハウを有する専門的な人材の配置の拡充が必要である。
今後の対応の方向性	【就学相談・支援の充実に向け専門的な人材の配置・活用】 例) <u>就学相談コーディネーターの派遣・拡充</u> ・市町村が行う早期からの教育相談・就学支援における、市町村への適切な就学支援に関する指導助言	【支援の充実に向け専門的な人材の配置・活用や特別支援学校のセンター的機能の強化】 例) <u>合理的配慮協力員の新規配置・活用</u> ・合理的配慮の提供に関し、学校内外・関係機関等との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等へのアドバイス、保護者への教育相談の実施 <u>外部専門家の派遣・拡充</u> ・作業療法士や言語聴覚士を特別支援学校や市町村へ派遣 ・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保 ・特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育体制を整備	【多様な就労支援の充実】 例) <u>就労支援に関する事業の拡充</u> ・障害者雇用の理解促進に向けた企業との連携事業の実施 ・特別支援学校就労コーディネーターの拡充 ・障害者就業サポーターの新規配置による、現場実習の充実及び就労実現

障害のある子供の障壁を取り除くため行う理にかなった変更・調整。学校及び設置者が提供（過度の負担を課さないもの）

④ 教員の専門性の向上

目指すべき姿		本県の現在の取組	課題	今後の対応の方向性	
見つける力を持ち、専門家の指導助言も受けながら、適切な判断や対応をすることができ、 全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付け、支援を必要とする子供を	通常の学級	<ul style="list-style-type: none"> ◆全ての教員が特別支援教育の研修を受講 ◆全ての教員が特別支援の基礎的知識・技能を身に付け、子供との適切な関わりができる <p>◇校長のリーダーシップによる校内支援体制の整備と特別支援教育コーディネーターの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆キャリアステージに応じた教員研修実施 <ul style="list-style-type: none"> ①若手研修（1年目）、6年次教職員研修 ②11年次研修の特別支援学校での体験研修 ③新任教務主任研修、初任教頭研修 ◆ハンドブック及びリーフレットの配布 <ul style="list-style-type: none"> ・指導事例集(今年度中配布予定) <p>○特別支援学校への1年間の人事交流 ○内地留学等の派遣研修 ○教員採用選考検査での特別支援学校教諭免許状保有者への加点制度の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援教育の研修を一度も受講していない教員がいる <p><研修受講率> 小学校：91.7% (85.0%) 中学校：78.5% (64.9%) 高校：71.6% (45.5%) ※（ ）は行政機関研修の受講率</p>	<p>特別支援教育に関する研修を全員が受講できる仕組みづくり</p> <p>キャリアステージに応じた特別支援教育研修の継続・拡充</p>
	通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ◆子供の実態に応じた適切な指導の実施 ◆高い専門性を有する教員の増加 (特別支援学校教諭免許状取得含む) <p>◇必要に応じて専門家の指導助言を得る体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援学級等新任担当者研修の実施 ◆ハンドブック及びリーフレットの配布 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級等担当者用の指導テキスト ・指導事例集 等(今年度中配布予定) <p>○特別支援学校への1年間の人事交流 ○内地留学等の派遣研修 ○教員採用選考検査での特別支援学校教諭免許状保有者への加点制度の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆経験の浅い担任が多い 1年目：約2割、 3年未満：4割弱 ◆特別支援教育の専門性を有する教員が少ない <p><特別支援学校教諭免許状保有率> 富山県 27.2% (全国平均) 30.5%</p>	<p>経験の浅い担当者への研修の仕組みづくり</p> <p>特別支援学級や通級指導教室で学ぶ子供を指導する 特別支援教育の専門性の確保</p>
	特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆子供の実態に応じた適切な指導の実施 ◆当該障害種の特別支援学校教諭免許状の取得者の増加 ◆ハイレベルな専門性をもったリーダー的教員の育成 ◆センター的機能を有する特別支援学校教員としての知識・技能の保有 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各学校におけるOJTを中心とした実践を通じた研修の実施 ◆各学校における専門家を活用した研修の実施 ◆特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習の実施 <p>○内地留学、大学院への派遣研修 ○小・中学校への1年間の人事交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援学校教諭免許状取得者は、全体では全国平均を上回るが、視覚障害、聴覚障害での取得者が少ない <p><当該障害種別保有状況> 全体：73.4% (71.3%) 視覚障害：50.0% (56.3%) 聴覚障害：35.1% (48.1%) 知的障害：78.4% (75.0%) 肢体不自由：79.1% (75.0%) 病弱：80.0% (72.8%) ※（ ）内は全国平均</p>	<p>特別支援学校で学ぶ子供を指導する 特別支援教育の専門性の確保</p> <p>センター機能をもつ特別支援学校として 小・中学校等を支援する専門性の確保</p> <p>特別支援学校教諭免許状取得認定講習の実施</p>